

名古屋城二之丸庭園（なごやじょうにのまるていえん）

- 1 所在地 名古屋市中区二の丸 2 番（既指定地）
名古屋市中区二の丸 1 番の一部（追加指定地）
- 2 面積 30,463.35㎡
5,137.60㎡（既指定面積）
25,325.75㎡（追加指定面積）
- 3 概要

名古屋城二之丸庭園（以下二之丸庭園）は、尾張藩の歴代藩主の居館及び藩政の中心であった二之丸御殿の北側に初代尾張藩主徳川義直によって造営され、その後地割を拡大するなどしながら、文政期の十代藩主斉朝の時代に大きく改変が行われた。藩主の御殿に隣接する庭園としては、全国的に残存例の少ない遺構であり、極めて重要である。

これまで名古屋市教育委員会等により行われた発掘調査の成果から、名勝区域内においては、権現山に建てられた建物跡や鳥居礎石、園路飛石、築山の園路等が確認され、名勝区域外においては、「多春園」、「山下御席」、「余芳」といった御茶屋跡、奥御文庫基礎、園路の延段、池に架かる橋の橋台、庭園を区切る塀の礎石等が確認された。

精緻に描かれている「御城御庭絵図」や「尾二ノ丸御庭之図」と発掘調査成果を照合すると、昭和50年前後の調査成果も含め、名勝区域内外に関わらず、二之丸庭園全体として庭園を構成する要素及び位置関係等がよく一致することが確認され、これらの絵図が庭園のかつての姿を極めて忠実に描写していること、二之丸庭園全体にわたって絵図に描かれた地物が遺構として保存状況良く残されていることが明らかとなった。

史資料調査や発掘調査、それらの成果の照合から、二之丸庭園は「御城御庭絵図」や「尾二ノ丸御庭之図」等の絵図に描かれた世界が忠実に再現された、藩主の御殿に隣接する庭園としては、全国的に残存例の少ない遺構で、江戸時代後期の大規模な大名庭園の遺構として傑出した事例として重要であり、その芸術上の価値及び日本庭園史における学術上の価値も高い。今回名勝指定範囲外の区域を追加指定し、江戸時代及び一部明治時代の価値ある庭園を含む二之丸庭園全域を保存修復・整備をはかることは、尾張地域ひいては日本の大名庭園文化を保存・継承していくうえで重要な役割を果たすことになる。

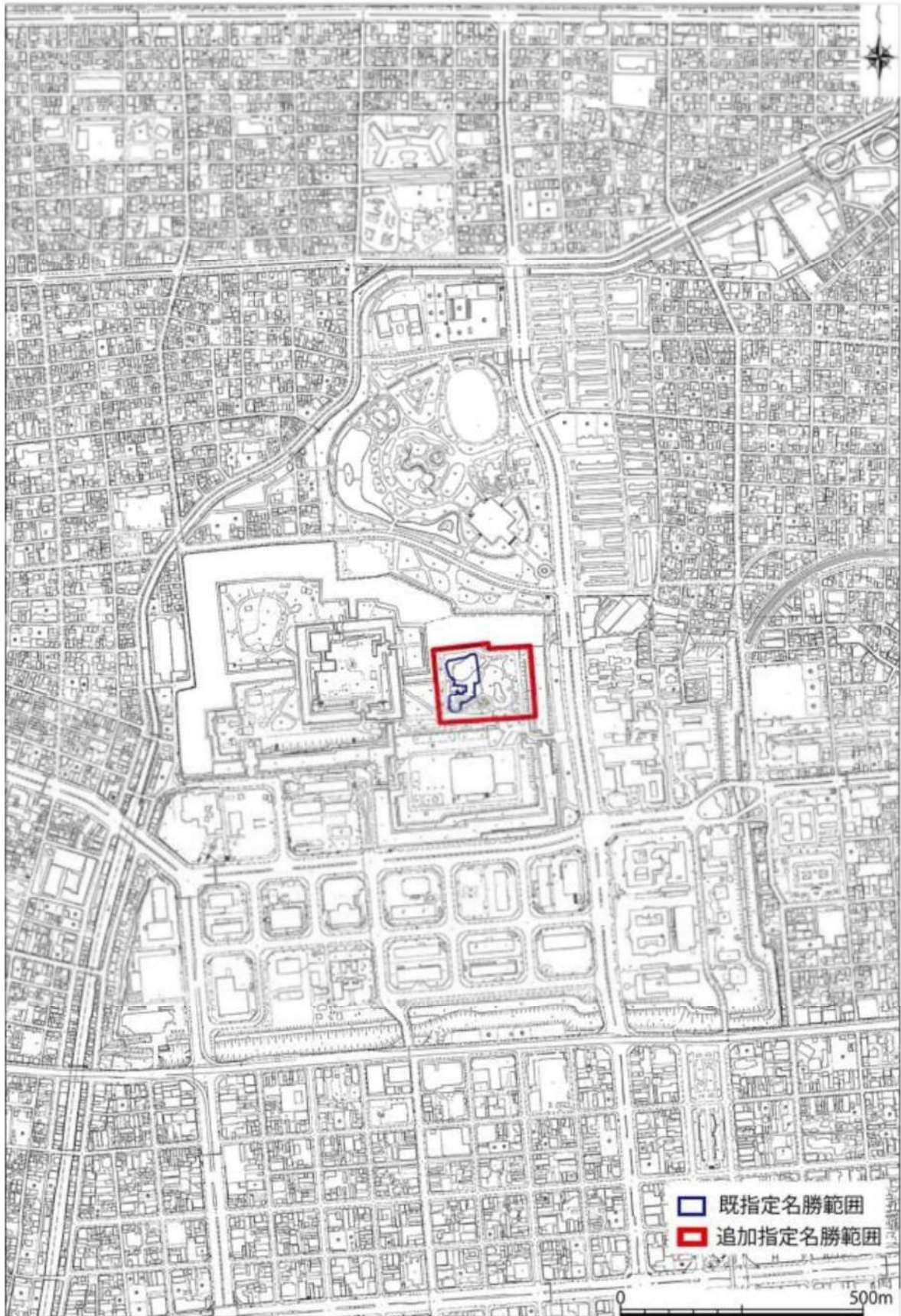


北御庭榮螺山（南西より撮影）（名古屋城総合事務所提供）



追加指定区域（北西より撮影）（名古屋城総合事務所提供）

指定の対象地域の範囲を示す図



指定の対象地域の範囲を示す図

